

# 青森県報

第二百八十一号

令和三年  
三月十日  
(水曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による医療機関の指定……………(健康福祉課) ……一
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……一
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の所在地の変更の届出……………(保健衛生課) ……二
- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医師の主治として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名の変更の届出……………(同) ……二
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……二
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……三
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) ……三
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定……………(林政課) ……三
- 保安林の指定予定……………(都市計画課) ……四
- 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……四
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(財産管理課) ……四

### 公 告

### 出先機関

○土地改良区の役員の内任……………(上北地域) ……五

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……五

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……五

### 公安委員会

○地域交通安全活動推進委員の解囑……………(交通企画課) ……六

## 告 示

### 青森県告示第百六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
吉川脳神経外科クリニック	弘前市大字城東中央三丁目九の六	令和三年三月十一日
すずらん調剤薬局城東中央店	弘前市大字城東中央三丁目九の二〇	〃

### 青森県告示第百六十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例」によ

る生活保護法」という。)第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 日
吉川脳神経外科クリニック すずらん調剤薬局城東中央店	弘前市大字城東中央三丁目九の六 弘前市大字城東中央三丁目九の二〇	令和 三・三・一

青森県告示第百六十三号

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第十九条の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第二十四条第二号の規定により公示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三村 申 吾

区 分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	ナースステーション向外瀬	弘前市大字向外瀬四丁目二の二	平成 二九・七・一
変更後	ひばり訪問看護ステーション	弘前市大字田町五丁目六の四 三沢市大字三沢字堀口一六四の二九一 三沢市大字三沢字南山六〇の二	令和 三・五・一

変更前	変更後
ベイ薬局緑ヶ丘店	むつ市緑ヶ丘三五の四 むつ市緑ヶ丘三五の二
令和 元・八・一八	

青森県告示第百六十四号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成二十六年厚生労働省令第百二十一号)第十九条の規定により、次のとおり指定医から主として指定難病の診断を行う医療機関の名称及び所在地並びに担当する診療科名を変更した旨の届出があったので、同法第二十一条第二号の規定により公表する。

令和三年三月十日

青森県知事 三村 申 吾

区 分	指 定 医 氏 名	所 在 地	担 当 診 療 科 名	変 更 日
変更前	難病指 定医 鎌田 耕輔	独立行政法人 国立病院法 院 弘前市大字富野 町一	消化器・ 血液内科	平成 二九・四・一
変更後	難病指 定医 池野 敬一	弘前市大字南瓦 ケ町二の六 弘前市大字本町 五三	耳鼻咽喉 科 消化器内 科・血液 内科 原病内科	令和 二・七・一

青森県告示第百六十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所		居宅サ ビスの種 類	事 業 所	指 定 年 月 日	
	医療法人仁 泉会	八戸市大字河原 木字八太郎山一 〇の八一				訪問介 護
		ヘルパス テーション かわらまち	三戸郡五戸町字 川原町西裏五の 八〇			

青森県告示第百六十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業者 名称	主たる事務所の 所在地		障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	事 業 所	指 定 年 月 日	
	社会福祉法 人共生会	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字押上 五二				就労継 続 支 援 B 型
		麵工房はば たけ	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字南豊 田九の一			

青森県告示第百六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第

百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業者 名称	主たる事務所の 所在地		障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	行 う 事 業 所	廃 止 年 月 日
	社会福祉法 人恩和会	十和田市大字八 斗沢字家ノ下三 一〇の一			
社会福祉法 人桜木会	むつ市中央二丁 目一三の一五	就労移 行 支 援	ジョブサ ポート八 晃園	五所川原市大 字唐笠柳字村崎 四二	
社会福祉法 人桜木会	むつ市中央二丁 目一三の一五	就労移 行 支 援	ジョブサ ポート八 晃園	五所川原市大 字唐笠柳字村崎 四二	
社会福祉法 人桜木会	むつ市中央二丁 目一三の一五	就労移 行 支 援	ジョブサ ポート八 晃園	五所川原市大 字唐笠柳字村崎 四二	

青森県告示第百六十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指 定 日 期
いちい薬局弘前北横町店	弘前市大字北横町五〇の二	令和 三・三・一

青森県告示第百六十九号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

下北郡東通村大字野牛字阿多ノ沢一、三、四、六、七、八

二 保安林指定の目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東通村役場に備え置いて縦覧に供する。）

役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和三年三月一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画下水道事業（十和田市公共下水道事業）

三 事業施行期間

昭和四十八年十月二十九日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十九年三月二十七日青森県告示第二百二十五号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十九年三月二十七日青森県告示第二百二十五号）の事業地のうち、十和田市大字相坂字下前川原、大字洞内字井戸頭及び

字後野においての事業地を変更する。

字後野においての事業地を変更する。

公 告

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年三月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

青森県庁舎で使用する電気の供給

契約電力 千八百キロワット

二 予定使用電力量 六百六十二万キロワット時  
契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県総務部財産管理課

三 青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和三年二月一日

五 落札者の名称及び住所

東北電力株式会社

宮城県仙台市青葉区本町一丁目七の一

六 落札金額

九千七百九十三万八百一十一円

七 落札者を決定した手続

十二か月の総額における予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年十二月二十三日

### 出 先 機 関

#### 土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、天間津土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あつ た の で、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年三月十日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任 の 年 月 日
----------	-----	-----	------------

監 事	鳥谷部 長作	上北郡七戸町字小田下五の一	令和 三・二・二五
-----	--------	---------------	-----------

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 青森県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
桑田豊昭後援会	三浦 清則	三上 金己	中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉一〇	令和 三・二・三
三上金一後援会	三上 金一	三上 文子	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡の三三	三・二・八
社会民主主義フォーラム青森	藤田 誠	渡辺 邦弘	青森市本町三丁目三の一	三・二・二五

#### 青森県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和三年三月十日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎光顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
社会民主党青森県 連合 (今村 修)	代表者	今村 修	三上 武志	令和 三・二・二九
日本共産党津軽地 区委員会 (岩城 功)	代表者	岩城 功	千葉 浩規	三・二・二七
自由民主党鶴田町 支部 (太田 良一)	会計責任者	渋谷 正行	下山 幸治	三・二・二九
自由民主党大畑町 支部 (千賀 武由)	会計責任者	宮下 雅明	中嶋 康夫	三・二・二〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 月 日 動
柚谷和穂後援会 (柚谷 和穂)	代表者	柚谷 和穂	蠣崎 節人	令和 三・二・二二
木村良一後援会 (今 清蔵)	代表者	今 清蔵	佐々木 優	三・二・二一
小又勉後援会 (田中 清一)	代表者	田中 清一	藤原 照雄	三・二・二五
齊藤渡後援会 (齊藤 渡)	代表者	齊藤 渡	奥谷 義博	三・二・二三

# 公安委員会

青森県公安委員会告示第二十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十九第一項の規定に基づき  
地域交通安全活動推進委員に委嘱した、次に掲げる者を令和三年二月二十六日解嘱し  
た。

令和三年三月十日

青森県公安委員会委員長 成田 晋

氏名	連絡先	活動区域
東 寛 治	十和田市大字沢田字三日市一五〇	十和田警察署 の管轄区域

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚二付十五円
----------------------------------	---	-----------------------------